

大阪港咲洲トンネル

管理運営業務仕様書

令和6年7月

大阪港湾局

第1章 一般共通事項

第1節 一般事項

1 目的

この管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、指定管理施設において、トンネル運営に伴う交通監視・警備業務、清掃業務などの項目に適用する。

- (1) 仕様書は本市と指定管理者で別途締結する基本協定（以下「協定」という。）に基づく契約事項に準ずるもので、規定する内容を遵守し履行しなければならない。
- (2) 協定及び仕様書による契約によって得た情報は漏らしてはならない。
- (3) 管理運営に必要な巡回等の車両、材料・機械器具及び消耗品などは指定管理者の負担により調達すること。
- (4) 管理運営に必要な光熱水費・通信費は指定管理者の負担とする。また、契約更新手続き等においては、指定管理者において時期を逸することなく適切に行うこと。
- (5) 本指定管理運営期間中は、夜間・日曜・祝日、年末年始に関わらず、緊急作業に対応出来る体制をとらなければならない。

2 管理運営計画書

- (1) 指定管理者は、協定及び仕様書に基づく管理運営計画書（以下「計画書」という。）を定められた期日までに本市に提出しなければならない。
- (2) 本市が提出された計画書について補足・修正を求めた場合は、これに従い追記・修正を行い、定められた期日までに再提出しなければならない。
- (3) 指定管理者は提出した計画書を遵守し、履行しなければならない。
なお、計画書には次の事項を記載しなければならない。
 - ① 管理運営年間計画
 - ② 交通監視・管理計画
 - ③ 管理運営組織体制
 - ④ 安全管理
 - ⑤ 緊急時の体制及び対応方法
 - ⑥ その他
- (4) 計画書の内容に変更が生じた場合は、事前に本市と協議を行い、承認を得た上で、変更計画書を本市に提出しなければならない。

3 管理運営報告書

- (1) 指定管理者は各年度終了後速やかに管理運営報告書（以下「報告書」という。）を本市に提出しなければならない。
- (2) 報告書は、協定及び仕様書に規定された内容及び計画書の内容の結果が確認できるものとする。

4 管理運営に関わる履行確認

- (1) 指定管理者は本市が行う管理運営に関わる履行確認（以下「履行確認」という。）を1年に2回以上受けなければならない。
- (2) 指定管理者は履行確認により改善指導等を受けた場合は、速やかにその原因を究明し、対処等を書面により本市に報告すること。
- (3) 本市は、本施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

5 諸法令、諸法規の遵守

- (1) 指定管理者は、諸法令・諸法規を遵守すること。
 - ① 港湾法、大阪市港湾施設条例、同施行規則の規定
 - ② 施設・設備の保守、点検、管理に関する法規（港湾法、電気事業法、電気通信事業法、建築基準法、水道法、消防法、ガス事業法、道路交通法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
 - ③ 労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、その他関係法令
- (2) 諸法令、諸法規の適用及び運用にかかる費用については、指定管理者の負担において行わなければならない。
- (3) 諸法令・諸法規に基づき、人員などを配置しなければならない。

第 2 章

第 1 節 管理運營業務

1 交通監視業務等

- (1) 本業務は、以下の内容を遵守し、適宜手順書をまとめ、計画書に反映させること。
- (2) 本業務は、交通監視、設備運転制御並びに交通管理とし、各種状況に応じて迅速かつ適切な連絡、対応処置をとるものとする。また業務体制・警備回数等の条件等は指定管理者において適切に設定することとするが、以下の基本体制条件を遵守すること。
- (3) 基本体制条件

勤 務 者	勤 務 時 間
交通監視業務責任者 交通監視員 交通管理員	24 時間体制

- ・ 交通監視業務責任者とは、主に統括的に交通監視・交通管理を指示する業務を行う者で、自動車専用道路等（道路法第 48 条の 2 に定める自動車専用道路、高速自動車国道法第 4 条に定める高速自動車国道、その他交通規制が自動車専用道路と同等の道路を含む。以下同じ。）における交通警備実務経験 3 年以上の者を配置すること。
- ・ 交通監視員とは、集中監視システムによる交通動向の監視を行う者並びにトンネル附帯設備の運転監視（設備の運転制御を含む）に従事する者をいう。主として交通動向監視を行う者は、同等の実務経験 1 年以上の者、主として設備運転監視を行う者は同等の実務経験 1 年以上の者を配置し、交通管理員等と日常的に連携し業務を遂行すること。
- ・ 交通管理員とは、主にトンネル施設内の巡回警備業務に従事する者で、自動車専用道路等における交通警備実務経験 1 年以上の者を配置すること。

(4) 業務内容

① 交通監視

別途管理委託予定である「夢咲トンネル」との一体管理を行うため、夢咲トンネル咲洲側換気所内管制室にある集中監視システムにより、トンネルの交通動向監視・設備運転監視等を 24 時間体制で実施すること。

設備運転監視等の対象施設は、「維持管理仕様書」を参照すること。

- ア) 集中監視システムにより得た情報の収集・処理・提供・記録・処理業務
- イ) 突発的な交通の阻害要因等が発生した場合の事案処理業務
- ウ) 法令違反車両、不法通行者等の監視業務

② 設備運転制御

- ・ 主としてトンネル内各種設備を管制室にある遠方監視制御設備により設備等の集中監視を行うこと。また、各種事案発生時等状況に応じた制御運転等を行い、その結果を記録し、本市及び関係機関等に報告すること。

ア) 集中監視設備の運転制御全般、記録・統計等

③ 交通管理

- ・ 交通管理は、交通の安全性・快適性を確保するため、定期巡回（パトロール）を24時間体制で実施すること。

ア) 管理区域内の定期的な巡回警備

イ) 突発的な交通事故等が発生した場合の事案処理業務

（事故発生から損傷した施設の復旧完了までの処理対応を含む）

ウ) 法令違反車両、不法通行者等の処理業務

④ その他

- ・ トンネル通行止め時や規制時における予告標識作成及び設置、周知チラシの作成等の関係業務
- ・ 各換気所や電気室等の咲洲トンネル施設全般の警備業務
- ・ その他トンネル施設全般の監視・管理業務

2. 清掃業務

- (1) 本業務は以下の内容を遵守とし、具体内容は、清掃に関する年次計画及び清掃内容・手順書をまとめ、管理運営計画書を提出すること。
- (2) 指定管理者は、本施設及び敷地内について、良好な状態に清掃することにより、安全、快適で円滑な交通の確保を図ることを目的とする。また、清掃回数等の条件は指定管理者において適切に設定すること。
- (3) 業務実施にあたっては、関係官公署への手続きを行い作業内容に応じた保安対策（標識車、保安柵等の保安資材、交通整理員等）を講じて、作業従事者並びに通行車両の安全を確保すること。

(4) 清掃内容

① 日常清掃（適宜）

(ア) 南港側、港区側換気所内部の清掃等

- (イ) その他管理区域の敷地内
- ② 定期清掃
- (ウ) 路面・壁面等の清掃
 - (エ) 集水柵・取付管・排水槽等の清掃
 - (オ) トンネル照明器具の清掃
 - (カ) その他管理区域の敷地内（別途、本市の指示する場所を除く）
 - (キ) 除草及び街路樹管理（別途、本市の指示する場所を除く）
- ①、②ともに大阪港湾局が指定管理者以外に使用を許可した範囲を除く